

深浦町空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深浦町における空き地の有効活用を通じて、町内外の住民の交流拡大及び移住促進による地域の活性化並びに流動化を図るため、深浦町空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 町内に存する住宅・店舗等の建築に適当な面積を有する物件であって、現に使用していない又は、使用しない予定の宅地又は雑種地をいう。
- (2) 所有者 空き地の所有権を有し、売買又は賃貸を希望する個人（複数の個人による共有者を含む。）をいう。
- (3) 空き地バンク 所有者から申請を受けた空き地の情報を空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介する仕組み（以下「バンク」という）をいう。
- (4) 空き地登録者 バンクに空き地を登録している所有者をいう。
- (5) 協力事業者 空き地登録者と利用希望者との空き地の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約の仲介を行う者であって、バンクに登録している者をいう。

(空き地の登録の要件)

第3条 バンクに登録することができる空き地は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) バンクの登録について、当該空き地の所有者全員の承諾が得られていること。
- (2) 相続が完了していること。
- (3) バンクに登録されている期間中、当該空き地を適正に管理できる者がいること。

(4) 過去に受けた補助金等に係る管理義務及び処分制限期間中の要件を遵守していること。

(5) 自己の居住用又は地域の活性化に資する利用を目的とし、転売、開発行為を目的としないものであること。

(空き地の登録申請等)

第4条 バンクに空き地を登録しようとする者は、空き地バンク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等の写し）

(2) 空き地バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）

(3) 空き地の現況写真

(4) 空き地の登記事項が分かる書類

(5) 同意書（様式第3号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(空き地の調査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、協力事業者に対し、空き地バンク登録に係る調査依頼書（様式第4号）に必要な書類を添えて、登録カードの記載内容の確認、現地調査を依頼するものとする。

2 協力事業者は、前項の規定により依頼された調査が完了したときは、空き地バンク登録に係る調査結果報告書（様式第5号。次項において「調査結果報告書」という。）を町長に提出するものとする（所有者と専属専任媒介契約等を締結した場合は、契約書の写しを添付すること。）。

3 町長は、協力事業者が空き地バンクに登録することが困難であると認められる空き地を調査したときは、事務手数料として別表に掲げる金額を協力事業者へ支払うものとし、協力事業者は、前項に規定する調査結果報告書に空き地調査事務手数料請求書（様式第6号）を添えて町長に提出するものとする。

(空き地の登録)

第6条 町長は、前条の規定による調査が完了した空き地について、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き地バンク登録完了書（様式第7号）を当該申請者に交付するものとする。

2 町長は、バンクに登録した空き地に係る情報を深浦町のホームページ等で公開するものとする。

（空き地に係る登録事項の変更の届出）

第7条 前条第1項の規定による登録完了書の交付を受けた空き地登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き地バンク登録変更届出書（様式第8号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

（バンク登録の取消し）

第8条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き地に係るバンクの登録を削除するとともに、空き地バンク登録取消し決定通知書（様式第9号）を当該空き地登録者に通知するものとする。

- （1） 当該空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （2） 空き地バンク登録取消し願い書（様式第10号）の届出があったとき。
- （3） その他バンクに登録されていることが不相当と町長が認めたとき。

（協力事業者の登録要件）

第9条 協力事業者として空き地バンクに登録することができる者は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）（以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者とする。

（協力事業者の登録）

第10条 協力事業者として空き地バンクに登録しようとする者は、空き地バンク協力事業者登録申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

(2) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等の写し。個人の場合に限る。）

(3) 法第6条に規定する宅地建物取引業の免許証の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(空き地登録者と利用者の交渉等)

第11条 協力事業者は、空き地登録者と利用希望者との空き地の売買契約又は賃貸借契約の仲介が完了したときは、空き地バンク契約締結報告書（様式第12号）により町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の規定による空き地バンク契約締結報告書を受けた場合、バンクの登録取消しを行うものとする。

3 町長は、空き地に関する交渉及び売買契約又は賃貸借契約の締結については、一切関与しないものとし、取引について責任を負担しないものとする。

4 空き地の取引に関し、疑義及びトラブル等が発生した場合は、空き地登録者、利用希望者及び協力事業者間で解決するものとする。

(適用上の注意)

第12条 この要綱は、空き地バンク以外による空き地の取引を妨げるものではない。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

空き地の現地調査に係る 事務手数料	大戸瀬支所が所管する行政区（岩坂、柳田、関、北金ヶ沢、 田野沢、晴山）に存在する空き地1件につき3,000円
	合併前の深浦町のうち、大戸瀬支所所管以外の行政区に存在 する空き地1件につき5,000円
	合併前の岩崎村の区域に存在する空き地1件につき6,000円